

## 株式の分割に関する基準日設定公告

2018年9月1日

株主の皆様へ

東京都港区赤坂一丁目11番44号  
エムスリー株式会社  
代表取締役 谷村 格

当社は、2018年7月25日開催の取締役会において、2018年10月1日付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2018年9月30日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2018年9月28日（金曜日））と定めましたので、公告いたします。

また、上記株式分割に伴い、当社の発行可能株式総数も1:2の割合で増加させるため、会社法第184条第2項の規定に基づき、2018年10月1日をもって当社定款第5条の発行可能株式総数を11億5,200万株から11億5,200万株増加して23億400万株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

---

お知らせおよびご注意

- 2018年10月1日付で、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
- (2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお問い合わせください。

特別口座管理機関

三菱UFJ信託銀行株式会社

(連絡先)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711 (通話料無料)

(郵送先)

〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部